

○福岡県介護保険広域連合介護保険事業計画策定委員会要綱

平成13年12月20日

告示第7号

改正 平成17年4月1日告示第10号

平成19年12月7日告示第37号

平成23年4月1日告示第10号

平成30年3月1日告示第12号

令和元年12月3日告示第44号

令和5年3月24日告示第603号

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡県介護保険広域連合附属機関に関する条例（令和5年福岡県介護保険広域連合条例第1号）第3条の規定に基づき、福岡県介護保険広域連合介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、広域連合長の諮問に応じ、事業計画に関し基本的事項及びその他重要事項について調査及び審議を行う。

(委員の構成)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから広域連合長が委嘱する。

- (1) 被保険者の代表
- (2) 保健、福祉及び医療関係者の代表
- (3) 有識者
- (4) その他、広域連合長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、事業計画の策定が終了するまでとする。ただし、関係機関の役職等をもって任命された者にあつては、その職にある任期までとし、後任者の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、会長の指名により定める。

4 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 委員会は、過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の委員（第3条第2項第1号及び第3号に規定する委員を除く。）は、やむを得ない事由により欠席する場合は、その委員が所属する団体や会の役員等の中から代理人を定め、その者を代理人として出席させることができる。

(守秘義務)

第7条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(会議等の公開)

第8条 委員会の会議及び会議録（以下「会議等」という。）は、公開とする。ただし、個人のプライバシーに対する配慮その他公開しないことにつき、特別な理由があるものとして委員会に諮り、特に公開しない旨の決定を行ったときは、当該会議等の全部又は一部を公開しないことができる。

(意見の聴取)

第9条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(小委員会の設置)

第10条 委員会に、必要あるときは小委員会を置き、委員会で審議すべき事項の一部を審議させることができる。

2 小委員会に属する委員は、会長が指名する。

3 小委員会に座長を置き、座長は小委員会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 座長は、小委員会の事務を掌理する。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、福岡県介護保険広域連合事業課において処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成１７年４月１日告示第１０号）

この告示は、平成１７年４月１日から施行する。

附 則（平成１９年１２月７日告示第３７号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成２３年４月１日告示第１０号）

この告示は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則（平成３０年３月１日告示第１２号）

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（令和元年１２月３日告示第４４号）

この告示は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和５年３月２４日告示第６０３号）

この告示は、令和５年４月１日から施行する。